

# 第4期障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

概要版



南魚沼市総合支援学校 作品提供

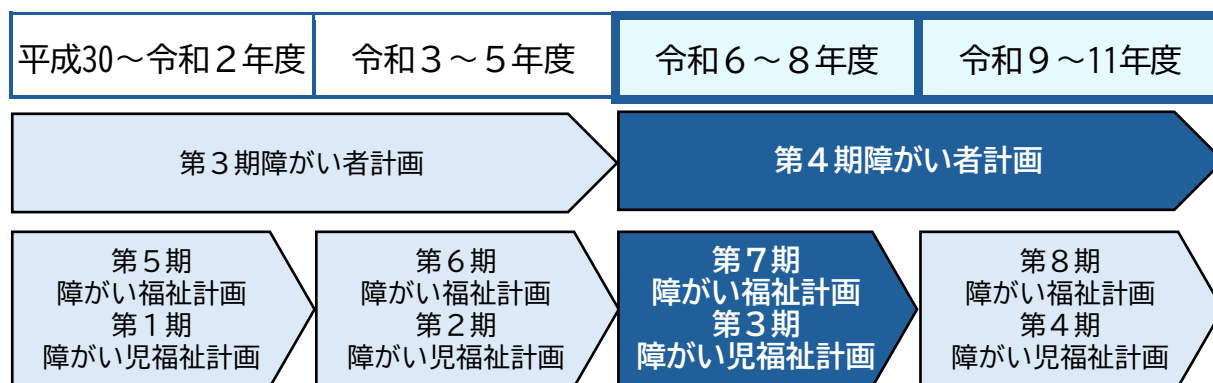
令和6年3月  
南魚沼市

# 1 計画策定の趣旨

南魚沼市では、平成30年3月に第3期南魚沼市障がい者計画、令和3年3月に第6期南魚沼市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し、障がいのある人の支援体制の整備に努めてきましたが、両計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、南魚沼市の障がい者施策の方向性を定める「第4期南魚沼市障がい者計画」、「第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

# 2 計画の期間

第4期障がい者計画については、令和6年度～令和11年度までの6年間の計画期間とします。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



# 3 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互の人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、障がい者手帳の有無に関わらず、難病など障がいがあるために何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、市民や支援を行う人も含め、全ての人を対象とします。

# 4 計画の進捗管理

計画策定後は、各年度において施策の取組状況、サービス見込量等の達成状況を南魚沼市自立支援協議会に報告し、進捗管理を行います。本計画で設定した目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Act）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

## 5 第4期障がい者計画

第1期障がい者計画から第3期障がい者計画においては、「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を基本理念とし、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重しながら、障がいのある人もない人も一緒に取組む機会が増えるように障がい者施策を進めてきました。これまでの計画における施策の継続性を確保しつつ、国の基本計画における基本理念とも整合的なものとしてこの基本理念を継承し、各施策の推進を図ります。

### 【基本理念】 障がい者の自立と皆でつくる共生社会

#### <基本方針>

#### 啓発と広報 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立

- 1 障がいと障がい者への理解
- 2 権利擁護と差別の解消
- 3 福祉教育
- 4 ボランティア団体の活動
- 5 交流とふれあい
- 6 広報啓発活動

#### 生活支援 自立支援と社会参加の推進

- 1 社会参加の促進
- 2 相談支援サービス
- 3 在宅サービス
- 4 居住系サービス
- 5 日常生活用具の給付

#### 生活環境 人にやさしいまちづくりの推進

- 1 住宅と建造物
- 2 公共交通機関
- 3 防災・防犯対策の推進

#### 教育と育成 障がいのある子どもの保育と教育の充実

- 1 障がいのある子どもの保育
- 2 障がいのある子どもの教育

#### 雇用と就業 働く場の確保のために

- 1 働く場の拡大
- 2 総合的な支援対策

#### 保健と医療 障がいの早期発見・早期対応と健康づくり

- 1 障がいの原因となる疾病等の予防
- 2 障がいに対する適切な保健、医療サービスの充実

#### 情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために

- 1 意思疎通支援者の人材確保、育成
- 2 情報通信におけるアクセシビリティの向上
- 3 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

## 6

## 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

本計画は、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号、令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に則り、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込量やその確保のための方策を定める実施計画です。

## ●障がい福祉サービス等の成果目標（目標年度 令和8年度）

内容	基本指針に定める目標	市の目標値
福祉施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数（A）	93人
	目標年度末時点の施設入所者数（B）	90人
	【目標値】 ・入所者数削減見込（ $C = A - B$ ） ・削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	3人 3.2%
	【目標値】 ・地域生活移行者数（D） ・地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	1人 1.0%
地域生活支援の充実 ①地域生活支援の充実	目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
	目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
②強度行動障がいを有する者への支援体制の充実	目標年度末時点での支援体制の有無	有
福祉施設から一般就労への移行等 ①福祉施設から一般就労への移行	令和3年度の一般就労移行者数合計（A）	6人
	【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値 = $B / A$	8人 1.33倍
②就労定着支援事業の利用者数	令和3年度利用者数（A）	13人
	【目標値】 目標年度の利用者数（B） 目標値 = $B / A$	16人 123.0%
③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	令和4年度の就労定着支援事業所の数（A）	2箇所
	【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数（B） 目標値 = $B / A$	2箇所 100%
障がい児支援の提供体制の整備等 ①障がい児支援の提供体制	目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所
	目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有
	目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	1箇所
②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等	目標年度末時点での協議の場	有
	目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有
相談支援体制の充実・強化等	目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所
	目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有
	目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	目標年度末時点までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有